



都立施設におけるロケ撮影の手続きを簡便化します



このたび、東京ロケーションボックス（産業労働局観光部）では、都立施設における映画・テレビドラマ等のロケ撮影に関する「ロケ撮影受入れ都庁ルール」を制定しました。

これまで、ロケ撮影に都立施設を使用する場合、行政財産使用許可等の手続きをとるため、相当の期間を要し、時間的余裕が無いロケ撮影では使いづらい状況にありました。

今回、本ルール制定により、使用許可の手続き及び使用料算定方法を簡便化し、受け入れをしやすくすることで、更なる東京都のPR・都立施設の利活用等を推進することとします。

なお、ロケ撮影における使用許可の具体的な条件は、各施設ごとに異なりますので、詳細については「東京ロケーションボックス」にお問い合わせください。

「ロケ撮影受入れ都庁ルール」の概要

《対象となる施設等》

東京都が所有する土地・建物です。（ただし、都立公園・港湾施設・中央卸売市場・都営交通・水道下水道施設等は、現行どおり各施設ごとの規定に基づく取扱いです。）

《対象となる撮影》

東京ロケーションボックスが受け付けた映画・ドラマ・スチール写真等撮影全般です。（ただし、個人が私用目的で行う写真撮影、報道及び東京都事業に対する取材は除きます。）

《具体的な使用許可の手続き》

申請から許可決定までの処理期間は、標準 2 週間に短縮します。

- (1) ロケ撮影に関するお申込みは、東京ロケーションボックスへ
- (2) 施設管理者と調整のうえ、撮影受入れの可否を制作会社へ回答
- (3) 各施設管理者へ使用許可等の申請書を提出
- (4) 使用許可等決定後、使用料の支払い
- (5) ロケ撮影実施

《使用料の算定》

個別財産ごとの価格評価をせず、統一の算定式により計算します。

（例）A事務所（新宿区）講堂 300 m²を 6 時間撮影に使用する場合・・・26,200 円（概算）

《クレジットの付記》

原則、クレジットの掲出が可能な作品には、東京都・施設名等クレジットを付記してください。

平成 21 年 5 月 1 日以降、使用許可等申請を受け付けたロケ撮影に適用されます。